（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）の項及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の項中「から第十四号まで、第二十号、第二十六号」を「、第十五号、第十八号、第二十二号、第二十五号、第三十一号」に、「第二十七号又は第三十号」を「第三十二号又は第三十五号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　西川　公也
国土交通大臣　太田　昭宏

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八十四号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百八十九号中「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三百八十九の二　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）

附　則

この政令は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。ただし、第三百八十九号の改正規定は、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十三号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏